

①本人の給与収入が850万円以上で特別障害者に該当

②23歳未満の扶養親族がいる ③生計を一にする扶養親族が特別障害者に該当する場合の記入例

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ)	
	給与の支払者の法人番号	あなたの氏名	
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	



基・配・所

～記載に当たってのご注意～

- 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
  - 1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。
  - 2 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません)。
- 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の主たる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者 生計を一にする事実

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額(①と②の合計額)		円

○控除額の計算

判定	900万円以下 (A)	48万円
	900万円超 950万円以下 (B)	
	950万円超 1,000万円以下 (C)	
判定	1,000万円超 2,400万円以下	32万円
	2,400万円超 2,450万円以下	
	2,450万円超 2,500万円以下	16万円

区分Ⅰ	
基礎控除の額	円

○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(①と②の合計額)		円

○控除額の計算

区分Ⅱ	
配偶者控除	
配偶者特別控除	

判定	48万円以下かつ年齢70歳以上(昭26.1.1以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》	①	配偶者控除
	48万円以下かつ年齢70歳未満	②	配偶者特別控除
	48万円超95万円以下	③	配偶者特別控除

次の内容を記入します。  
・障害の状態  
・障害者手帳の種類と交付年月日  
・障害の程度(等級)

ここに記入します。

該当する欄に  
☑する

◆所得金額調整控除申告書◆

年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「特別障害者」欄にその該当する者について記載してください。なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	★扶養親族等	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	★特別障害者
	同一生計配偶者 <sup>※</sup> が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)	(フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	昭 <sup>大</sup> 令 <sup>令</sup> 22 年 10 月 3 日	特別障害者に該当する事実 (裏面「3-2」欄を参照) 手帳平成24年○月○日交付 障害等級○級
	扶養親族が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)	〇〇	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	定都府の左記の者の合計所得金額(見積額)	
	扶養親族が年齢23歳未満(平10.1.2以後生) (右の★欄のみを記載)	〇〇	東京都～	長男	

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。